

フランス不法行為法と人格権 (1)

—人格権保護の二元的構造—

Les délits civils et les droits de la personnalité en France

石井智弥

概要

新たに生じる多様な利益が被侵害利益として主張される現在の不法行為学の状況を踏まえ、包括的な規定形式を採る日本の不法行為法の再考において有益な示唆を得るために、フランスの不法行為法を考察する。人格権侵害の事案を中心とするものであるが、この問題においてフランス法は、一般不法行為の規定と私生活保護の規定の二元的な構造になっていることを明らかにする。

第1章 はじめに

(1) 現行不法行為法の課題

日本の不法行為法はフランス法にならい、包括的な要件を規定している。条文の変遷を簡単に述べるならば、旧民法財産編370条「過失又ハ懈怠ニ因リテ他人ニ損害ヲ加ヘタル者ハ其賠償ヲ為ス責ニ任ス」に権利侵害要件が追加されて、「故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス」という規定でまずは公布された。その後、2004年の民法現代語化に際して「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任

を負う」に改められ現在に至っている¹。このような日本の規定形式については、ドイツの不法行為法の規定形式に比べ、柔軟性があり、不法行為を広く認めることができるといふ長所が指摘できよう。特に人格権侵害の不法行為において、このことは顕著に表れており、ドイツでは個別的要件の規定形式を採用しているが、この問題を絶対権侵害の不法行為として扱ったため、人格権を一般的に保護するためにはボン基本法1条及び2条を援用しなければならなかった²。それに対し日本の不法行為法は、制定直後の初期段階において権利侵害要件の「権利」を狭く解していたことから、不法行為の成立を限定した時代があったが、その後、「権利」の意味を「法

1 709条の成立過程及びその後の展開については、星野英一編代『民法講座6』（有斐閣、1985年）所収の錦織成史「違法性と過失」133頁、淡路剛久「生命侵害の損害賠償」323頁、吉村良一「慰謝料請求権」429頁の三文献、前田陽一「損害賠償の範囲」山田卓生編代『新・現代損害賠償法講座6 損害と保険』（日本評論社、1998年）、広中俊雄・星野英一編『民法典の百年III』（有斐閣、1998年）所収の瀬川信久「民法七〇九条（不法行為の一般的成立要件）」559頁及び吉村良一「民法七〇条（財産以外の損害の賠償）」631頁、加藤雅之「一九世紀フランス法における損害賠償範囲論—不法行為に基づく損害賠償の範囲について」法学政治学論究51号（2001年）、前田陽一「不法行為における権利侵害・違法性論の系譜と判例理論の展開に関する覚書」平井宜雄先生古希『民法学における法と政策』（有斐閣、2007年）445頁において詳述されている。

律上保護される利益」へと広げる解釈が採られ、人格権侵害への対処もドイツのような苦勞を必要としなかった。

しかしその反面、柔軟であるがために、解釈によって内容が補充され、膨大な判例によって日本の不法行為法は発展してきた。実際、「不法行為に関する民法の規定は僅か一六ヶ条にすぎないが、これらの規定（とくに七〇九条）に関する判決例は膨大な数にのぼり、しかも、民法の規定を補完するものとしての位置づけを与えることができるほど確立された判例の準則が、これらの判決例によって多数生みだされている場合は少なくない。不法行為法を学ぶ者は、民法の規定のほかにこれらの準則を知らなければ、現在の不法行為法の全体像を理解したとはいえない。」

という指摘もなされている³。そのため、名誉毀損の免責要件である真实性・相当性の法理や生活妨害における受忍限度論など、条文の文言に現れない要件が判例上形成されているが、これらの条文に現れない不法行為法の整理・体系化が必要となっている⁴。そうした現状を背景に、過去には判例の準則に基づいた不法行為法の日本版リステイトメントが作成されたこともあり⁵、近年においては、個別的要件を採用した不法行為法の改正案が研究会試案として提示されている⁶。このような動向に鑑みると、不法行為「判例法」の体系化に向けた研究が今日求められていると言えよう。そしてこのことは、広く解釈されている「権利侵害」要件と今後どのように向き合っていくのかという問題でもある⁷。

-
- 2 ドイツにおける人格権法の詳細については、五十嵐清・松田昌士「西ドイツにおける私生活の私法的保護—一般的人格権理論の発展」戒能通孝・伊藤正巳編『プライバシー研究』（日本評論社、1962年）150頁以下、三島・前掲書16頁以下、斉藤博『人格権法の研究』（一粒社、1979年）、五十嵐清『人格権論』（一粒社、1989年）122頁以下、木村和成「ドイツにおける人格権概念の形成—人格権概念に仮託された意味・機能に着目して—（1）、（2完）」立命館法学295号、296号（2004年）、拙稿「ドイツにおける人格権侵害に対する金銭賠償—侵害抑止を目的とした損害賠償—」専修法研論集36号（2005年）、拙稿「人格権侵害に対する損害賠償の史的考察—損害賠償法の二元化—」茨城大学政経学会雑誌78号（2008年）を参照せよ。
- 3 平井宜雄『債権各論II 不法行為』（弘文堂、1992年）7頁。
- 4 判例の準則を分析した研究としては、山本敬三「不法行為法における「権利又は法律上保護される利益」の侵害要件の現状と立法的課題」現代不法行為法研究会編『別冊 NBL155号 不法行為法の立法的課題』（商事法務、2015年）97頁以下がある。
- 5 不法行為法研究会編『日本不法行為法リステイトメント』（有斐閣、1988年、初出1987年）。
- 6 民法改正研究会編『民法改正 国民・法曹・学会有志案—仮案の提示』（日本評論社、2009年）228頁。
- 7 学説においては、澤井裕『テキストブック事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、第3版、2001年、初版は1993年）138頁以下、藤岡康宏『損害賠償法の構造』（成文堂、2002年）21頁以下、同『民法講義Ⅴ 不法行為法』（信山社、2013年）121頁以下、加藤雅信『新民法大系Ⅴ 事務管理・不当利得・不法行為』（有斐閣、第2版、2005年、初版は2002年）180頁以下などにおいて、不法行為を類型化して要件を分ける考え方が提唱されている。また憲法の基本権を基軸にして不法行為法を捉えなおすものとして、潮見佳男『不法行為法』（信山社、1999年）26頁、同『不法行為法I〔第2版〕』（信山社、2009年）9-12頁、山本敬三「不法行為法学の再検討と新たな展望—権利論の視点から」法学論叢154巻4=5=6号（2004年）292頁、同「基本権の保護と不法行為法の役割」民法研究5号（2008年）77頁がある。

(2) フランス不法行為法からの示唆

以上の問題意識のもとで不法行為法を再考する際、比較法的視点は有益な示唆を与えてくれると考えられるが、これまでの日本の不法行為法の形成にあたっては、ドイツ法⁸やアメリカ法⁹が大きく寄与してきた。しかし、条文の形式としてはフランス法と同じものを取り入れていることから、フランス法にも着目すべきであろう。同じ規定形式であることから日本と同じような問題が考えられるが、フランスでは人格権侵害の不法行為に関しては、一般不法行為の規定以外に私生活保護を目的にした規定が設けられており、この条文が人格的利益の保護において大きな役割を担っている。日本でも、民法に規定された名誉をはじめ、プライバシー¹⁰、肖像¹¹などの法益以外に、「氏名を母国語読みされる利益」¹²、「良好な景観を恵沢する利益」¹³、「親しい者の死について静謐の中で宗教上の思考を巡らせ、行為をなす利益」¹⁴といった多様な利益が裁判において主張されており、単一の条文で処理するには判例法の補助が不可欠であろう。フランスでは私生活に含められるものやそれに関連するものは、私生活保護を目的とする条文が適用され、一般不法行為と独立した扱いがなされている。フランス法に権利侵害要

件はないが、このような興味深い展開は、膨大な判例の体系化を目指す日本の不法行為法学にとって多くの示唆を与えるものと考えられるだろう。

(3) 目的と構成

そこで本稿では、日本の不法行為法学に寄与する比較法研究として、人格権侵害の事案を中心にフランス不法行為法の現状分析を行い、包括的な要件を設ける規定形式において多様な法益の保護をどのように構築しているのかを明らかにしていく。人格権を主たる対象にするのは、日本において新たに主張される法益は人格権に依拠して主張されることが多く、今後の不法行為法において人格権保護は重要課題の一つと考えられるからだ。筆者はすでに、フランスの人格権法の発展に関する研究を行っているが¹⁵、本稿では人格権侵害における救済の側面に重点を置き、不法行為法との関係を論じていく。

以上の研究目的のもと、本稿ではまずフランスの不法行為法の特徴を示すとともに、不法行為法における人格権の位置づけに関する議論を概観する。その上で、フランス民法1240条(旧1382条)の一般不法行為として処理される生命・身体への侵害事例と同9条の私生活保護の適用を受ける事例を個別に

8 例えば違法性概念の導入など。

9 古くは過失認定における危険便益方式の導入など。瀬川信久「危険便益比較による過失判断—テリー教授から、ハンドの定式と大阪アルカリ事件まで」星野英一先生古希『日本民法学の形成と課題 下』(有斐閣、1996年)。さらに、人格権の問題でいえば、プライバシー権に関する議論など。伊藤正巳『プライバシーの権利』(岩波書店、1963年)。

10 小説「宴のあと」事件(東京地判昭和39年9月28日下民集15巻9号2317頁)、小説「逆転」事件(最判平成6年2月8日民集48巻2号149頁)など。

11 最判平成17年11月10日民集59巻9号2428頁。

12 最判昭和63年2月16日民集42巻2号27頁。

13 最判平成18年3月30日民集60巻3号948頁。

14 最大判昭和63年6月1日民集42巻5号277頁。

15 拙稿「フランス民法における人格権保護の発展—尊重義務の生成—(1)～(8・完)」茨城大学人文学部紀要社会科学論集第50号～54号、第56号～58号(2010年～2014年)。

考察し、フランス不法行為法の二元的な構造を明らかにする。

第2章 不法行為と人格権

第1節 フランス不法行為法の概要

フランスの不法行為法に関しては、すでに多くの先行研究により詳述されてきたが¹⁶、条文番号の移動や条文そのものの削除などが、2016年の大改正の際に生じているので、本論の前提として、その概要を簡単に触れておく。

1. 構造

最初に不法行為法の構造について確認する。フランスの不法行為法は、1240条(旧1382条)、1241条(旧1383条)、1242条(旧1384条)、1243条(旧1385条)、1244条(旧1386条)を主たる条文として構成されているが¹⁷、類型としては自身の行為に対して負う責任(一般不法行為)と他人の行為及び物に対して負う責任(特殊不法行為)に分けられる。条文の対応関係は、一般不法行為が1240条と1241条であり、特殊不法行為が残り三つの条文である。

一般不法行為については、日本では709

条だけであるが、フランスでは二つの規定に分れている。1240条は「他人に損害を生じさせるすべての人の行為は、過失(faute)によって損害を生じさせた者に対して、損害賠償させる義務を負わせる」と規定され、それに続く1241条は「自己の行為によって生じた損害だけでなく、自己の懈怠(négligence)または不注意(imprudence)によって生じた損害についても責任を負う」と定めているが、両者は併合されて理解されている。つまり、広い意味での過失による損害の発生を両条文ともに要求しており、1240条は意図的な過失による場合であり、1241条は非意図的な過失による場合を指しているものと説明されている¹⁸。

特殊不法行為に関しては、1242条1項の「自己の行為によって生じた損害だけでなく、自己が責任を負うべき者によって生じた損害又は自己の管理下にある物から生じた損害についても責任を負う」という文言から始まり、未成年者の父母の責任¹⁹や使用者責任²⁰などを規定し、さらには1243条で動物占有者の責任が、1244条で建造物所有者の責任が定められている。これらの中で特に注目されるのは1242条1項であり、この規定は無生物責任と呼ばれている。これは事故を起こ

16 フランス不法行為法を概説する邦語文献としては山口俊夫『フランス債権法』(東京大学出版会、1986年)91頁以下、大村敦志『フランス民法』(信山社、2010年)208頁以下がある。本稿ではJean Carbonnier, *Droit civil Les obligations*, 1r^eéd., 1956. (PUF社から2004年に刊行された合本版 *Droit civil 2 Les biens, Les obligations*. を参照したので、出典については合本版での頁を示す。)、François Terré, *Droit civil Les obligations*, 10^eéd., 2009. を主に参考にしてフランス不法行為法の概要を説明していく。

17 その後に、EU指令に基づいた製造物責任の規定として、1245条(旧1386条の1)から1245条の17(旧1386条の18)が1998年の改正により加えられている。フランスの製造物責任に関する研究としては平野裕之『製造物責任の理論と法解釈』(信山社、1990年)がある。

18 Terré, *op.cit.*, n^o.716.

19 詳細については、奥野久雄「未成年者の加害行為と両親の責任—フランス法—(一)、(二)」関西大学法学論集27巻4号、5号(1978年)、久保野恵美子「子の行為に関する親の不法行為責任(1)、(2)」法学協会雑誌116巻4号(1999年)、同117巻1号(2000年)を参照せよ。

20 詳細については、国井和郎「フランスにおける使用者責任論」阪大法学79号(1971年)を参照せよ。

した機械や自動車等の無生物の保管者に対して過失を推定し、被害者による過失の立証責任を免じるものであった。機械文明の発展とともに生じた事故の救済を図る上で有用な法理として活用され、そのため、この条文は、1242条2項以下の特殊不法行為の導入的文言という位置付けから「フランス不法行為法体系における1つの中核点を形成」²¹するに至るほどの展開を見せてきた²²。

以上がフランス不法行為法の大まかな内容であるが、本稿は人格権侵害の事例を中心に論じていくので、次に主たる適用条文となるフランス民法1240条の一般不法行為の成立要件について見ていく。同条の文言によれば「過失によって損害を生じさせた者」に賠償責任を負わせるので、中心的な要件は「過失」、「因果関係」(「…によって」)、「損害」ということになるから、以下ではこの三要件について素描する。

2. 要件

(1) 過失²³

カルポニエによると、過失は一般的に三つの要素に分類されると言う。すなわち、物理的要素 (un élément matériel)、人的要素 (un élément humain)、社会学的要素 (un élément

sociologique) である。物理的要素とは行為 (fait) であり、人の身体的あるいは知的振る舞いを指し、旧1382条 (現1240条) で述べられている「行為」である。人的要素とは、行為が人間の行為であるということの意味している。そして社会学的要素は、被告 (加害者) の振る舞いに対する社会からの厳しい非難のことである²⁴。それぞれを詳しく見ていく。

まず物理的要素の行為については、積極的なものだけでなく消極的なものも含まれ、作業者による過失 (faute par commission) と不作為 (faute par omission) による過失が導かれる。前者は非契約的責任において最も目にする特徴であり、人は他者を害し得る活動を控えなければならないので、過失の身体面での内容を構成するのはこうした加害的活動を犯すこと、すなわち積極的な行為であるとする。後者については、活動下における不作為、行為する法的義務の不履行、行為する法的義務のない場合の不行動を挙げている。活動下における不作為とは、積極的な活動から始まった広い意味での作業の中で生まれる不作為であり、活動と一体を成している。例えば過剰なスピードで自動車を走らせている者が危機に際してブレーキをかけ損ねること、通路上に穴を掘っているとき、夜間ランプで穴の存在

21 山口・前掲注16) 133頁。

22 無生物責任の展開に関しては、野田良之「自動車事故に関するフランスの民事責任 (一) (二) (三)」法学協会雑誌57巻2号、3号、4号 (1939年)、新関輝夫『フランス不法行為責任の研究』(法律文化社、1991年)、北村一郎「フランス法における〈他人の所為による責任の一般原理の形成〉」加藤雅信ほか編『高翔龍先生日韓法学交流記念 21世紀の日韓民事法学』(信山社、2005年)において詳述されている。

23 フランス不法行為法における過失の先行研究としては、野田良之「フランス民法における faute の概念」我妻先生還暦記念『損害賠償責任の研究 上』(有斐閣、1957年) 109頁、アンドレ・タンク 星野英一訳「不法行為責任におけるフォート (faute) の地位」法学協会雑誌82巻6号 (1966年) 717頁以下、山口・前掲注16) 100-105頁、新関輝夫「フランス不法行為におけるフォート概念の変容」森島昭夫教授還暦記念『不法行為法の現代的課題と展開』(日本評論社、1995年) 65頁、フランソワ・シャバス (北村一郎 訳)「フランス民事責任法における客観的過失 (faute objective) 概念の進化」山口俊夫先生古稀記念『現代ヨーロッパ法の展望』(東京大学出版会、1998年) 323頁などがある。

24 Carbonnier, *op.cit.*, p.2294.

に気付かせることを怠ることなどがこれに該当する。行為する法的義務の不履行は、積極的な行為を法的に義務付けられている者がそれをしなかった場合であり、確実に過失が認められるとする。行為する法的義務のない場合の不行動は、危機に瀕した人を救助しないことなどであり、これについては害する意図によって誘発されたときに、民事判例は不作為と認めているとする²⁵。

次に人的要素としての人の行為に関しては、法人格、能力、帰責性という側面に分けて説明されている。法人格と言う点から見た場合、我々自然人は物との対比において、責任を負い得る主体となる。物には意思がないため責任主体にはなれないので、物から生じた損害は、その物の管理者が責任を負うことになる。法人については、長い間、法人自身が一般不法行為上の民事責任を負うものと考えられてきたが、現実には、法人の意思や法人の過失は観念的に語られうるだけで、法人を運営している者によって過失は犯されているのであり、人による過失であるとする²⁶。能力の問題では、未成年者と精神病者の責任能力が関わってくる。未成年者については旧1310条において「未成年者は不法行為 (délits ou quasi-délits) から生じた債務について取り消すことができない」と規定されていたが、2016年の大改正において廃止された。精神病患者に対しては414条の3(旧489条の2)で「精神障害の状況下で他人に損害を生じさせたとしても、賠償は義務付けられる」と規定されている²⁷。帰責性は、法律上の用語ではなく学説上の用語であり、広い意味では責任とほぼ同義であるという。1240条の不法行

為の意図的過失 (faute intentionnelle) においては、責任を負う者は害する意図を有していたとされ、損害となる結果を単に予期し認容していただけでなく、そうした結果を欲していたことが必要となる。1241条の準不法行為の非意図的過失 (faute non intentionnelle) では、意思は伴っているものの損害に向けられたものではないとする。これには懈怠と不注意があるが、懈怠は、意思の努力たる精神の緊張が抑止しえたであろう注意の緩みであり、不注意は熟考を妨げる軽率さとしている²⁸。

三つ目の社会学的要素としての厳しい社会的非難は、違法性 (illicite) として論じられている。自由意思を持った者による行為が損害を生じさせたとしても、その行為は必ずしも法に反し不法なものとは限らないので、常に過失があるとはいえない。損害を生じさせる行為が法に違反していたり、正当化されないものであることが必要となる。法に違反するか否かという点において問題となる法については、法的規則以外に慣習上の法も対象になる。慣行(特に職業上の慣行)はそこに含まれるが、さらに良俗に反することは違法とされているので(旧1133条)、良俗も含まれるとし、善良なる家父の理念も持ち出されている²⁹。

(2) 損害³⁰

フランス不法行為法においても損害の存在は必要である。契約責任の分野でのように、損害が予見可能であることは求められていないが、なおも確実かつ直接的でなければならない。また損害が正当な利益の侵害に対応するものであるのかも問われうる。それゆえ損害要件は、確実性、直接性、正当性の三つの

25 Carbonnier, *op.cit.*,p.2294-2296.

26 Carbonnier, *op.cit.*,p.2297-2298.

27 Carbonnier, *op.cit.*,p.2298-2300.

28 Carbonnier, *op.cit.*,p.2300-2303.

29 Carbonnier, *op.cit.*,p.2310-2314.

要素で構成されている。

まず確実性については、損害が現実には生じていることを意味し、この確実な損害に対置されるのが仮定的で不確定な損害である。例えば、高電圧線の近隣に土地を所有する者は、未だ生じていない高電圧線から生じうる事故の危険に対する賠償金を電力会社から得ることはできない³¹。積極的損害であれ逸失利益であれ、確実に生じる損害であれば問題ないが、将来の損害と偶発的損害は区別され、偶発的損害の実現は確実なものではなく、その可能性が確実へと変わらない限り、賠償されない³²。

直接性の観点は、契約法（債務不履行責任）の規定であるフランス民法 1231 条の 4（旧 1151 条）において明記されているが、契約の分野と同じように不法行為の分野においても、損害は加害行為の直接の結果でなければならない。付帯私訴との関連で刑事訴訟法典でも明確に規定されており、犯罪によって生じた損害の賠償についての付帯私訴は、直接損害を受けた全ての者に認められるとしている。それゆえ、過失があるとしても、加害者の行為から最も遠くにある結果全てを加害者に負わせることは、正義、衡平、良識に合致せず、その上、このような負担の負わせ方を採ると、どこで終わるのがはもはや分らなく

なるとされている³³。

最後の利益の正当性とは、被害者が賠償を請求するには正当な利益を用いなければならない、という考えである。例えば、警察から逃れて隠れている犯人が、第三者の行為によって警察に見つかったとしても、その犯人はこの第三者に対し警察に逮捕された不利益につき賠償を求めることはできない。つまり、明白な損害が必ずしも賠償を生じさせるわけではなく、正当な利益に基づく正当な損害が生じていなければならないということである³⁴。これは権利の侵害がなければ、賠償される損害は生じていないという意味ではなく、一般的には、利益の侵害があれば良いとされているが、その利益は適法なものでなければならない、法律や善良の風俗に反してはならないとするものである³⁵。

(3) 因果関係³⁶

最後に、過失ある行為と損害との因果関係の存在が不法行為責任の成立には必要である。被害者は、加害者の過失ないし行為が損害発生の原因であること、すなわち加害者の過失ないし行為が無ければ損害が発生しなかったということを明らかにしなければならない。この因果関係は、損害がしばしば多くの原因を有し、それらの中から選択しなければならないので、裁判官による評価が不可避

30 フランスの損害要件については、先行研究として、中田裕康「侵害された利益の正当性—フランス民事責任論からの示唆—」一橋大学法学部創立 50 周年記念『変動期における法と国際関係』（有斐閣、2001 年）337 頁、加藤雅之「規範的損害概念への展望—間接被害者を契機として」法学政治学論究 61 号（2004 年）195 頁、同「内縁配偶者の死亡と損害賠償請求」松川正毅ほか編『判例にみるフランス民法の軌跡』（法律文化社、2012 年）270 頁がある。

31 Carbonnier, *op.cit.*, p.2270.

32 Terré, *op.cit.*, n°700.

33 Terré, *op.cit.*, n°703.

34 Terré, *op.cit.*, n°705.

35 Carbonnier, *op.cit.*, p.2271.

36 フランス不法行為の因果関係要件については、瀬川信久「不法行為—因果関係概念の展開」北村一郎編『フランス民法典の 200 年』（有斐閣、2006 年）333 頁以下において詳細な研究がなされている。

となる。また、因果関係は確実かつ直接的でなければならない。立証しえないために因果関係が不確実である場合、損害賠償が認められない。しかしながら、損害を生じさせた加害者が特定されていないが、特定された集団の中に必ずいるという場合には、異なる扱いがなされている。判例はこの場合、反証の無い限り、全ての関与者を不可分的に因果関係の中に組み入れようとしている。直接的な因果関係については、契約責任に基づく損害賠償において1231条の4（旧1151条）の規定にならば、判例は不法行為責任の場合にも「直近かつ直接（immédiate et directe）」の因

果関係を求めている³⁷。

この因果関係要件は損害要件と内容が一部重複している。一つには損害要件の確実性と因果関係要件の確実性である。これは機会の喪失³⁸の事案において、損害の確実性と因果関係の確実性が重なって論じられる。もう一つには、損害要件の直接性と因果関係要件の直接性である。カルボニエも、この直接性は過失と損害の間に存在しなければならない因果関係の有するより一般的な理念の一側面に過ぎないとしている³⁹。

（いしい・ともや 本学部准教授）

37 Carbonnier, *op.cit.*,p.2282-2284.

38 機会の喪失に関する邦語文献としては、高畑順子「『損害』概念の新たな一視点—pert d'une chance 論が提起する問題を通して」法と政治 35 卷 4 号（1985 年）（同『フランス法における契約規範と法規範』（法律文化社、2003 年）所収）、フランソワ・シャバス 野村豊弘訳「フランス法における機会の喪失（pert d'une chance）」日仏法学 18 号（1993 年）66 頁以下、酒巻修也「フランスにおける機会の喪失理論の適用領域の拡大とその変容：虚偽情報の流布を理由とした投資家の損害賠償請求の解明に向けて」北大法政ジャーナル 19 卷（2012 年）73 頁以下、フランソワ・シャバス 野澤正充訳「フランス法における機会の喪失」立教法務研究 6 号（2013 年）137 頁以下がある。

39 Carbonnier, *op.cit.*,p.2271.